

追加型投信／国内／株式  
信託期間：2014年2月20日 から 2050年1月21日 まで 基準日：2025年8月29日  
決算日：毎年1月21日および7月21日（休業日の場合翌営業日） 回次コード：3199

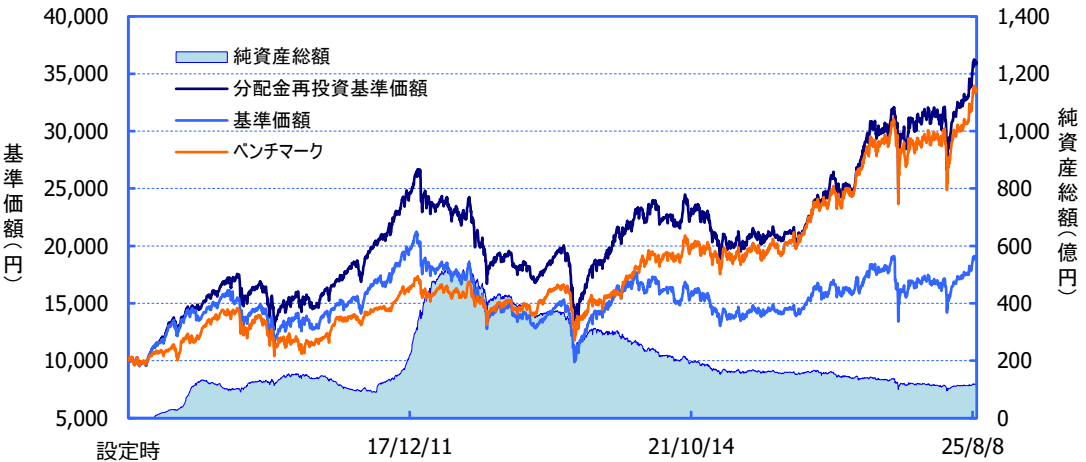
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

＜基準価額・純資産の推移＞

当初設定日（2014年2月20日）～2025年8月29日

|              |          |
|--------------|----------|
| 2025年8月29日現在 |          |
| 基準価額         | 18,976 円 |
| 純資産総額        | 117億円    |
| ベンチマーク       | 5,363.98 |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ベンチマーク   |
| 1か月間   | +5.2 %   | +4.5 %   |
| 3か月間   | +10.9 %  | +9.9 %   |
| 6か月間   | +17.5 %  | +16.2 %  |
| 1年間    | +19.6 %  | +16.2 %  |
| 3年間    | +71.4 %  | +68.8 %  |
| 5年間    | +85.1 %  | +114.3 % |
| 年初来    | +12.7 %  | +12.0 %  |
| 設定来    | +259.5 % | +234.9 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※当ファンドはTOPIX（東証株価指数）（配当込み）をベンチマークとしていますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。  
※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

＜分配の推移＞

（1万口当たり、税引前）

| 決算期（年/月）     | 分配金         |
|--------------|-------------|
| 第1～11期 合計：   | 4,300円      |
| 第12期 (20/01) | 0円          |
| 第13期 (20/07) | 0円          |
| 第14期 (21/01) | 1,000円      |
| 第15期 (21/07) | 700円        |
| 第16期 (22/01) | 0円          |
| 第17期 (22/07) | 40円         |
| 第18期 (23/01) | 30円         |
| 第19期 (23/07) | 1,000円      |
| 第20期 (24/01) | 1,300円      |
| 第21期 (24/07) | 1,600円      |
| 第22期 (25/01) | 350円        |
| 第23期 (25/07) | 200円        |
| 分配金合計額       | 設定来：10,520円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決めます。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※他の分析情報についても、必要に応じて開示することがあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

＜主要な資産の状況＞

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |     |        |
|-------------|-----|--------|
| 資産          | 銘柄数 | 比率     |
| 国内株式        | 66  | 97.3%  |
| 国内株式先物      | --- | ---    |
| 不動産投資信託等    | --- | ---    |
| コール・ローン、その他 | --- | 2.7%   |
| 合計          | 66  | 100.0% |
| 株式 市場・上場別構成 |     |        |
| 合計97.3%     |     |        |
| 東証プライム市場    | --- | 97.3%  |
| 東証スタンダード市場  | --- | ---    |
| 東証グロース市場    | --- | ---    |
| 地方市場・その他    | --- | ---    |
| 組入上位10銘柄    |     |        |
| 合計33.8%     |     |        |
| 株式 業種別構成    |     |        |
| 東証33業種名     |     | 比率     |
| 電気機器        | --- | 18.1%  |
| 銀行業         | --- | 10.7%  |
| 機械          | --- | 7.4%   |
| 輸送用機器       | --- | 6.8%   |
| 情報・通信業      | --- | 6.5%   |
| 化学          | --- | 5.9%   |
| 小売業         | --- | 4.1%   |
| 建設業         | --- | 4.1%   |
| 不動産業        | --- | 2.9%   |
| その他         | --- | 30.8%  |
| 組入上位10銘柄    |     |        |
| 合計33.8%     |     |        |
| 株式 業種別構成    |     |        |
| 東証33業種名     |     | 比率     |
| 電気機器        | --- | 5.5%   |
| 銀行業         | --- | 4.9%   |
| 化学          | --- | 3.7%   |
| 電気機器        | --- | 3.7%   |
| 機械          | --- | 3.1%   |
| 銀行業         | --- | 3.0%   |
| 非鉄金属        | --- | 2.6%   |
| 輸送用機器       | --- | 2.6%   |
| パルプ・紙       | --- | 2.4%   |
| 電気機器        | --- | 2.2%   |

設定・運用：

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

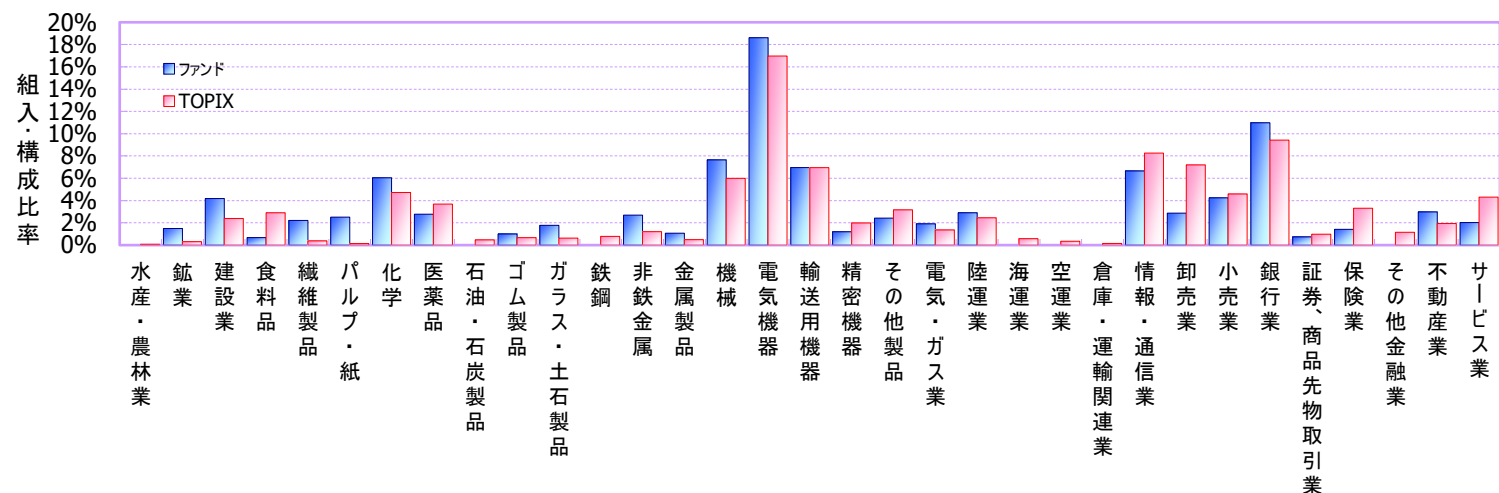
加入協会

| 規模別構成                 |                              | ※比率は、株式ポートフォリオに対するものです。 |     |
|-----------------------|------------------------------|-------------------------|-----|
| 規模                    |                              | 比率                      | 銘柄数 |
| T<br>O<br>P<br>I<br>X | 超大型 (TOPIX Core30)           | 35.5%                   | 16  |
|                       | 大型 (TOPIX Large70)           | 18.4%                   | 9   |
|                       | 時価総額規模別<br>中型 (TOPIX Mid400) | 40.2%                   | 34  |
|                       | 小型 (TOPIX Small)             | 5.9%                    | 7   |
|                       | その他                          | 0.0%                    | 0   |
| 東証プライム(除くTOPIX)       |                              | 0.0%                    | 0   |
| 東証スタンダード(除くTOPIX)     |                              | 0.0%                    | 0   |
| 東証グロース(除くTOPIX)       |                              | 0.0%                    | 0   |
| 名証等                   |                              | 0.0%                    | 0   |
| 新規上場銘柄等               |                              | 0.0%                    | 0   |
| 合計                    |                              | 100.0%                  | 66  |

※「その他」は主に東証プライムに所属して間がなく、各規模別指数あるいはTOPIXにまだ振り分けられていない銘柄を表します。

株式ポートフォリオの業種別構成

※比率は、株式ポートフォリオに対するものです。



#### ＜株式市況＞

8月の国内株式市場は上昇し、史上最高値を更新しました。米国の経済指標を受けた米利下げ期待の高まりや、堅調な4-6月期のGDPが好感され、月半ばにかけて大きく上昇しました。自民党両院議員総会で臨時総裁選の実施を検討する方針が確認され、新総裁誕生への期待も支援材料となりました。その後はジャクソンホール会議や米エヌビディアの決算を控え上昇は一服しましたが、月末まで高値圏で推移しました。

#### ＜運用経過＞

当ファンドの基準価額は上昇しました。

当月において運用成績にプラス寄与度が大きかった主な銘柄は造船関連株、電線関連株、総合エレクトロニクス関連株などでした。造船関連株は、第1四半期業績が前年同期比で大幅増益となり、順調なスタートを切ったことなどが好感されました。電線関連株は、米国のAI（人工知能）関連投資の拡大による恩恵を受けて好調な業績が継続するとの期待感などから上昇しました。総合エレクトロニクス関連株は、ゲーム関連を中心に第1四半期業績が好調だったことや、通期会社計画が上方修正されたことなどが好感されました。

一方で、当月の運用成績にマイナス影響を与えた主な銘柄は繊維関連株、電子材料関連株、産業用エレクトロニクス関連株などでした。繊維関連株は、第1四半期業績が低調だったことが嫌気されました。電子材料関連株は、第1四半期決算が減益スタートとなったことなどから軟調に推移しました。産業用エレクトロニクス関連株は、第1四半期業績におけるITサービス関連事業の不調などを受けて業績成長への期待感が後退したことで下落しました。

業種別では、サービス業、その他製品、銀行業などのウエートを引き上げ、電気機器、情報・通信業、空運業などのウエートを引き下げました。

#### ＜今後の運用方針＞

米国の関税政策の影響や円安効果の剥落などで、企業業績は外需を中心に総じて減速傾向にある点に注意が必要です。一方で、企業による株主還元姿勢の強まりを背景に、自社株買いの件数・規模が顕著に増加しており、株価の下支え要因となっています。また、政局は不安定な状況にありますが、自民党の臨時総裁選が実施されることになれば、新政権誕生や減税実施への期待が高まり、市場はこれを好感する可能性があります。

景気や株式市場の方向感がつかみにくい中で、特定の相場変動の影響を受けにくいポートフォリオを構築する方針です。個別銘柄の選別にあたりましては、中長期的な実力と株価との乖離が大きい企業、企業決算を踏まえた市場予想の変化等を考慮しつつ、構造改革の進展や新規事業の成長に変化が見られる企業、資本効率の改善や株主還元の向上に取り組む企業に注目して調査を進めてまいります。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・わが国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・わが国の株式に投資します。
- ・毎年 1 月 21 日および 7 月 21 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき収益の分配を行ないます。

配当込み TOPIX の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                          |                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価の変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。<br>発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。 |
| その他                      | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                        |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                          |                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             | ありません。                                   | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                          |                                                                           |
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率1.595%</u><br><u>(税抜1.45%)</u>      | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                                     | 年率0.70%                                                                   |
|                     | 販売会社                                     | 年率0.70%                                                                   |
|                     | 受託会社                                     | 年率0.05%                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                     | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                               |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                           |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                           |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                        |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                           |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                             |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                        |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                                            |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                                                                  |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、<br>信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                               |
| 収益分配                   | 年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                   |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不計算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社あいち銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第12号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社あおぞら銀行                                 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第8号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                   | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社紀陽銀行                                   | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社高知銀行                                   | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社三十三銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第16号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社滋賀銀行                                   | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第11号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社千葉銀行                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第39号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社東和銀行                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第60号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山銀行                                   | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山第一銀行                                 | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社長崎銀行                                   | 登録金融機関   | 福岡財務支局長(登金)第11号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社南都銀行                                   | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第15号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社東日本銀行                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第52号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社福島銀行                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第18号   | ○       |                         |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社宮崎太陽銀行                                 | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第10号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 岡三証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| おきぎん証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 沖縄総合事務局長(金商)第1号  | ○       |                         |                         |                            |
| 大和証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 東海東京証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 内藤証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| 松井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 水戸証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| moomoo証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| リテラ・クリア証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号  | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。